

非常勤職員 就業規則 概要

認定NPO法人 地域福祉を考える会

- 雇用契約 ●NPO法人 地域福祉を考える会との非常勤職員（パート）契約
- 職種 ●伊勢原市内の児童コミュニティークラブ支援員 等
- 就業場所 ●伊勢原第1児童コミュニティークラブ または  
伊勢原第2児童コミュニティークラブ または  
比々多第1児童コミュニティークラブ または  
比々多第2児童コミュニティークラブ （配置替えあり）
- 待遇 ●時間給  
支援員経験あり・指定免許あり：試用期間（100時間）1012円期間終了時面談後1082円  
（契約時に免許と実務証明書（コピー可）を提出）  
支援員経験あり・指定免許なし：試用期間1012円期間終了時面談後1046円、2年後1082円  
支援員経験なし・指定免許あり：試用期間1012円期間終了時面談後1046円、2年後1082円  
支援員経験なし・指定免許なし：試用期間1012円期間終了時面談後1046円、2年後1082円  
学生バイト、大人バイト：1012円
- 1) 交通費実費支給  
◇ただし、片道の通勤距離が2km以下の場合には支給しない。  
◇自転車および自動車通勤の場合、片道の通勤距離が  
5.0kmまでは150円/日、5.0km以上は250円/日とする。
  - 2) 労災保険制度加入
  - 3) 社会保険（厚生年金、健康保険、雇用保険）は適用外扱いとする。  
ただし、常勤（1週あたりの勤務日数が5日以上もしくは1週あたりの勤務時間が20時間を超える場合）は雇用保険も加入します。
  - 4) 年次有給休暇は、6ヶ月勤務以降更に継続勤務する場合に取得できる。  
その場合の付与時間は前年度の平均勤務時間とする。
- 勤務形態 ●非常勤職員契約としてのパート勤務
- 勤務日 1) 月曜から金曜日までは、放課後から夕方6時半頃まで  
2) 土曜および学校休業日は、朝8時から夕方6時半頃まで  
（前月末に翌月の勤務割が表示されます）
- 休日 日曜、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

- 契約期間 ● 6ヶ月単位（3月末および9月末）の更新
- 試用期間 ● 支援員にあっては、実勤務時間累計100時間まで
- 賃金支給日 ● 月末締切り、翌月20日支払い。（休日の場合は繰上げ）
- 支払い方法 ● 伊勢原市農業協同組合 伊勢原市内支所の本人口座への振込み
- 賃金控除項目 ● 所得税の源泉徴収（税務署の指導に従う）  
● 雇用保険加入者は雇用保険料  
● 市県民税の特別徴収
- 提出書類 (1) 求職申込書 履歴書（自筆かつ写真添付）・経歴書・求職動機、等  
(2) 身上書  
(3) 誓約書  
(4) 身元保証書
- 解雇条項 ● 次のいずれかに該当するときは解雇する。  
(1) 伊勢原市との事業委託契約が終了した場合  
(2) 事業の縮小、解散その他事業の運営上やむを得ない事情により、非常勤職員の減員が必要となったとき  
(3) 勤務成績又は業務能率が著しく不良と認められたとき 等

以上